

珠洲トチポ利用規約

第1条（総則）

本規約は、珠洲市（以下、「本市」といいます）が株式会社北國銀行（以下、「北國銀行」といいます）の提供するデジタル地域通貨システム（以下、「トチツーカーシステム」といいます）を利用して発行するポイントの利用にあたって、利用者の遵守事項並びに本市及び利用者の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 「珠洲トチポ」とは、本市がトチツーカーシステムを利用して発行するポイントであって、トチツーカーアカウント保有者（以下、「アカウント保有者」といいます）のアカウントにおいて保有され、アカウント保有者が加盟店で商品やサービス等（以下、「対象商品等」といいます）の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。
- (2) 「珠洲ポイント」とは、珠洲トチポのうち、本市が別途定める加盟店でのみ対象商品等の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。
- (3) 「珠洲トチポ等」とは、珠洲トチポ及び珠洲ポイントを総称していいます。
- (4) 「取引先」とは、珠洲トチポ等による決済を受け入れる、本市が珠洲トチポ等サービスの管理及び運用を委託している北國銀行との間でトチツーカー加盟店契約を締結している者をいいます。
- (5) 「加盟店」とは、北國銀行とトチツーカー加盟店契約を締結している取引先が運営する店舗であって、取引先が北國銀行に届け出て北國銀行の承認を得たものをいいます。
- (6) 「トチツーカーアカウント」とは、北國銀行所定の手続きを経て開設される、トチツーカーサービスにおいて利用者に割り当てられた固有のアカウントをいいます。
- (7) 「珠洲トチポ等サービス」とは、本市が提供する珠洲トチポ等による対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。
- (8) 「トチカ」とは、北國銀行が提供するデジタル地域通貨「トチカ」をいいます。なお、1トチカは1円に相当します。
- (9) 「トチカサービス」とは、トチカによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。
- (10) 「トチツーカーサービス」とは、珠洲トチポ等サービス、トチカサービス及びそれらに付随して提供されるサービスを総称していいます。

第3条（珠洲トチポ等サービス）

1. 珠洲トチポ等サービスは、日本の通信キャリア又はWi-Fiが利用できる端末向けサービスです。これ以外の端末でのご利用は原則としてできません。なお、珠洲トチポ等サービスをご利用できない機種端末もあります。
2. 珠洲トチポ等サービスにおいて、アカウント保有者が登録する情報（Digital Platformer 株式会社（以下、「DP社」といいます）が運営するID発行・本人確認用アプリ「SHIKI」から受け取る本人確認情報を含みます）は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、アカウント保有者は、第27条に従い、速やかにこれを変更後の内容に修正しなければなりません。なお、これらの情報の内容については、トチツーカーサービスで共有されます。
3. 珠洲トチポ等サービスに関する一切の権利は、アカウント保有者に一身専属的に帰属します。アカウント保有者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。

第4条（珠洲トチポ等サービスの利用等）

1. 珠洲トチポ等サービスを利用しようとする者は、本市所定の方法により当該サービスの利用開始の申請を行い、本市の承認を得る必要があります。
2. 本市は、本市の裁量により、珠洲トチポ等サービスの利用開始を承認しないことができます。この場合、本市は当該承認申請を行った者に対し不承認の理由の説明その他何らの義務を負いません。また、本市に故意または重過失がない限り何ら責任を負いません。
3. 第1項の規定に基づき本市の承認を得た者は、トチツーカーアカウントの開設の際に入力したメールアドレスやパスワード等を厳格に管理し、第三者その他のアカウントにアクセスする正当な権限を有さない者にこれを利用させてはならず、かつ、その盗用その他の不正利用を防止する措置を自らの責任において行うものとしします。
4. 未成年者が珠洲トチポ等サービスを利用することについて、事前に親権者の包括的な同意を得るものとしします。当該未成年者は、本市から親権者に対し、同意の確認の連絡をする場合があることにあらかじめ同意するものとしします。
5. 珠洲トチポ等サービスにかかる一連の通信はすべてアカウント保有者として正当な権限を有する者により行われたものとみなし、本市は、不正利用その他の事故等により生じた損害について、本市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとしします。また、アカウント情報が不正利用されたことにより本市に損害が生じた場合、当該アカウント保有者は当該損害を賠償するものとしします。

第5条（珠洲トチポ等による決済）

1. アカウント保有者は、珠洲トチポ等を、1ポイントを1円相当額として加盟店における対象商品等の代金の決済に利用できるものとしします。
2. アカウント保有者は、対象商品等の代金等の決済をするときに珠洲トチポ等での決済を希望する場合、本市所定の方法で珠洲トチポ等による決済を指定するものとしします。
 - ①アカウント保有者は、加盟店に設置されたトチツーカー二次元コードを自己の端末から読み取り、当該決済において使用を希望する珠洲トチポ等を減じる操作を行います。
 - ②決済完了時に自己の端末上に表示される決済完了画面を加盟店に対して提示し、自らも確認するものとしします。
3. 前項の規定に従って決済操作のなされた対象商品等の代金等の金額が、決済を行うアカウント保有者のトチツーカーアカウントに記録された珠洲トチポ等の残高の範囲内である場合、本市は、当該残高から対象商品等の代金等に相当する額の珠洲トチポ等を減算します。当該減算がなされ、かつ当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、アカウント保有者は、加盟店に対する対象商品等の代金等の支払義務を免れるものとしします。
4. 前項の定めにかかわらず、前項に基づき珠洲トチポ等による決済が指定された場合において、対象商品等の代金等に相当する額が珠洲トチポ等の残高を超過するとき、アカウント保有者は、超過金額を現金その他の方法で加盟店に対して支払うものとしします。
5. 本市は、アカウント保有者と加盟店との間の対象商品等又はその他取引について、当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、法的責任を負わないものとしします。珠洲トチポ等を利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、本市は珠洲トチポ等の返還を行う義務を負わず、アカウント保有者と加盟店との間で解決するものとしします。
6. 前項の定めにかかわらず、アカウント保有者と加盟店との間の対象商品等の取引が本市所定の方法によって取消又は解除された場合、本市は、本市の裁量により、当該アカウント保有者のトチツーカーアカウ

ントに、第3項又は第4項に基づき差し引いた珠洲トチポ等を返還することがあります。

第6条（珠洲トチポ等の譲渡禁止）

珠洲トチポ等は、第三者（他のアカウント保有者を含みますが、これらに限りません。）に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。

第7条（珠洲トチポ等の残高確認方法）

1. アカウント保有者は、珠洲トチポ等サービス内の残高確認画面（以下「残高確認画面」といいます。）において、珠洲トチポ等の残高を確認することができます。

2. 一部の加盟店においては、トチツーカーシステムの不備その他の理由により、アカウント保有者が使用した珠洲トチポ等が即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において表示される珠洲トチポ等の残高と当該アカウント保有者の実際の保有残高が異なることがあります。

第8条（珠洲トチポ等の精算）

第5条第1項に規定する決済を受けた加盟店が行う精算手続を除き、珠洲トチポ等を換金することはできません。

第9条（珠洲トチポ等の有効期限）

1. 珠洲トチポの有効期限は、発行時に本市が別途定める場合を除き、発行を受けた日から1年後の応当日の属する月の末日（以下「有効期限日」といいます。）とし、有効期限日の翌日の0時をもって失効するものとします。失効した珠洲トチポは消滅するものとし、その後の利用はできないものとします。

2. 珠洲ポイントの有効期限は、発行時に本市が別途定めるものとします。失効した珠洲ポイントは消滅するものとし、その後の利用はできないものとします。

3. 第1項及び第2項に規定する有効期限を本市が別途定めた場合、当該有効期限を残高確認画面への表示又はこれに類する方法によってアカウント保有者に通知します。

4. 本市は失効した珠洲トチポ等に相当する金額の返金を行わないものとします。

5. 本市は、前項の措置により生ずるアカウント保有者の損害について、本市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第10条（珠洲トチポ等サービスの解約）

1. アカウント保有者は、本規約等に定める条件及び本市所定の方法により自らのトチツーカーアカウント上にある珠洲トチポ等サービスを解約することができます。

2. 前項に基づく解約と同時に、当該アカウント保有者は珠洲トチポ等サービスを利用することができなくなるものとします。この場合、本市は、当該アカウント保有者の珠洲トチポ等サービスに関するデータを削除することができるものとします。

3. 珠洲トチポ等サービスが解約された場合その他珠洲トチポ等サービスの利用ができなくなった場合、当該解約時点又は本市が別途定めた場合には当該時点で、トチツーカーアカウントに残っている珠洲トチポ等その他の珠洲トチポ等サービスに関連して保有する権利は自動的に失われるものとします。この場合、本市は、アカウント保有者が解約時点で保有している珠洲トチポ等その他の珠洲トチポ等サービスに関連して保有する権利について、補償又は返還等を行う義務を負わないものとします。

4. 本市は、第1項に基づく解約後も、当該アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスの利用のために登録した情報を保有又は利用することができるものとし、アカウント保有者はこれを了承するものとします。

5. アカウント保有者は、第1項に基づく解約後においても、解約時点で本市又はその他の第三者に対して本規約等に基づき負担する一切の義務及び債務(損害賠償支払債務を含みますが、これに限られません。)を免れないものとします。

6. 本市は、第1項に基づく解約により当該アカウント保有者及びその他の第三者に生じた損害につき、本市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第11条 (アカウント保有者としての遵守事項)

アカウント保有者は、珠洲トチポ等又はトチツーカーアカウントに関し、以下の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 不正な方法により珠洲トチポ等を取得し、又は不正な方法で取得された珠洲トチポ等であることを知って利用する行為
- (2) 珠洲トチポ等又はトチツーカーアカウントを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された珠洲トチポ等であることを知って利用する行為
- (3) 珠洲トチポ等を本市所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (4) 珠洲トチポ等の譲渡を受ける行為
- (5) 法令、要綱又は本規約及び本規約に付随して制定される特約、ガイドライン及びマニュアル等(以下「本規約等」という。)に違反する行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 本市又は第三者の財産権(知的財産権を含む。)、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (8) アカウント保有者による珠洲トチポ等サービスの利用に関連して、アカウント保有者自ら又は本市が法令上に基づく監督官庁等への届出、許認可等を要する行為
- (9) 本市又は本市の提供する商品若しくは珠洲トチポ等サービスの社会的評価を低下させる行為
- (10) 珠洲トチポ等サービスの正常な提供又は運営を妨げる行為
- (11) 不正アクセス、有害なコンピュータプログラム等の送信、その他トチツーカーシステムの正常な運用を妨げる行為
- (12) 他の人物又は企業その他の団体を名乗る行為
- (13) 他人のトチツーカーアカウントを利用して珠洲トチポ等サービスを利用する行為
- (14) 商業用の広告、宣伝を目的とした行為
- (15) 選挙運動に関するあらゆる行為に珠洲トチポ等サービスを利用すること
- (16) マネーローンダリング目的でトチツーカーアカウントを保有し、又はトチツーカーアカウントをマネーローンダリングに利用する行為その他のマネーローンダリングに関するあらゆる行為
- (17) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (18) 宗教団体への勧誘行為
- (19) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (20) トチツーカーシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、トチツーカーシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他本市による珠洲トチポ等サービスの運営又は他のアカウント保有者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (21) トチツーカーサービスを提供する目的から逸脱した行為
- (22) トチツーカーサービスの利用を行わないよう誘因する行為
- (23) 前各号に定める他、本市がその裁量により不相当であるとみなす行為、またトチツーカーサービスの運

営方針に外れるとみなす行為

(24) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為

第 12 条（珠洲トチポ等サービスの利用停止及び利用資格の取消）

1. 本市は、アカウント保有者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしにアカウント保有者による珠洲トチポ等サービスの全部又は一部の利用を停止することができ、又はアカウント保有者の珠洲トチポ等サービスを閉鎖又は削除し珠洲トチポ等サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。この場合、本市は、その理由を説明する義務を負わないものとします。

- (1) 本規約等に違反したとき
- (2) アカウント保有者が登録した情報が虚偽の情報であるとき
- (3) アカウント保有者の登録した情報が既存の登録と重複しているとき
- (4) 本市所定の一定期間内に一定回数以上のログインがなかったとき
- (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき
- (6) 差押、仮差押その他の強制執行、強制競売又は滞納処分の上申立てを受けたとき
- (7) 破産又は民事再生の上申立てがあったとき
- (8) 決済事業者又は収納代行業者から、アカウント保有者による珠洲トチポ等サービスの利用停止をさせるよう要請があった場合又はアカウント保有者に対する決済サービスの提供停止措置がとられたとき
- (9) 本規約等に基づく本市からアカウント保有者への本人確認の求めに対して、当該アカウント保有者が本市の指定した期限又は合理的な期間が経過するまでに応じなかったとき
- (10) 前各号の他、アカウント保有者との取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき

2. アカウント保有者が前項各号（第 4 号を除きます。）の事由のいずれかに該当した場合には、アカウント保有者は、本市に対する珠洲トチポ等サービスに関する債務につき当然に期限の利益を失うものとします。

3. 本市は、アカウント保有者につき第 1 項各号に定める事由が生じた可能性があるとして認めた場合、違法行為への関与が疑われる場合その他本市が必要と認める場合には、当該アカウント保有者が関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。

4. 本条に定める措置は、本市のアカウント保有者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

5. 本市は、本条に定める措置によりアカウント保有者に生じた損害につき本市に故意または重過失がない限り、責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

第 13 条（反社会的勢力に関する表明等）

1. アカウント保有者は、現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団といいます。）
- (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員といいます。）
- (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
- (7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用していると認められる関係、資金その他の便益

提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。)を有する者

(8) その他前各号に準じる者

2. アカウント保有者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本市の信用を毀損し、又は本市の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3. 本市は、アカウント保有者が第1項の表明保証に関して虚偽の申告をなし、又は前各項の確約に違反したと判断した場合は、アカウント保有者に何らの催告なく珠洲トチポ等サービスを停止し、珠洲トチポ等サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。

4. 前条第2項及び第3項の規定は、前項の措置にも準用するものとします。

第14条（決済順位）

アカウント保有者が、加盟店において、トチツカアカウントに残高として記録されている珠洲トチポ等又はトチカを利用して代金等の決済を行う場合、トチツカアカウント内の珠洲トチポ等（ただし、当該加盟店で決済に利用することが本市に承認されているものに限り、）又はトチカの残高は、次の順位で使用されるものとします。

(1) 珠洲トチポ等

ただし、有効期限が早く到来するものから使用されるものとし、複数の種類の珠洲ポイント及び珠洲トチポの有効期限が同一の場合は、それらのうち発行された日が古い順に使用されるものとします。

(2) トチカ

第15条（システム）

本市は、珠洲トチポ等サービスを提供するためのトチツカシステムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びデータベース、並びにトチツカシステムにより表示される Web サイト及びアプリケーション画面その他の画面等について、アカウント保有者にあらかじめ通知することなくその内容や仕様を変更することができるものとします。

第16条（サービスの一時停止）

1. 本市は、珠洲トチポ等サービスの運営又はトチツカシステムの保守運用上の必要が生じた場合、システムに負荷が集中した場合、珠洲トチポ等サービスの運営に支障が生じると本市が判断した場合、アカウント保有者のセキュリティを確保する必要があると判断した場合その他本市の裁量により必要であると判断した場合には、アカウント保有者に事前に通知することなく、珠洲トチポ等サービスの全部又は一部の提供を一定期間停止することができるものとします。

2. 天災地変、戦争、内乱、法令（日本及び日本以外の国又は地域の制定するものを含みます。以下同じ。）の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動その他不可抗力により、珠洲トチポ等サービスの履行不能又は遅延が生じたときであっても、本市は本市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

3. 第1項の場合も、本市は、アカウント保有者に対し、損害賠償等の責めを負わないものとします。

第17条（珠洲トチポ等サービスの終了）

1. 本市は、本市の裁量により、アカウント保有者への事前通知をすることなく、いつでも珠洲トチポ等サービスの全部又は一部を終了及び変更することができるものとします。

2. 本市は、前項の珠洲トチポ等サービスの終了及び変更による損害について、保有者及び第三者に対して本市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第18条（本規約の変更・廃止）

1. 本市は、相当の事由があると判断した場合には、本市の判断により、本規約又は民法第548条の4第1項第2号の規定に従い、本規約をいつでも変更又は廃止することができるものとします。

2. 本市は、本規約を変更又は廃止するときは、アカウント保有者に通知し、又は本市のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。

3. アカウント保有者が本規約の変更同意した場合、本規約の変更の効力が生じた後、アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスを利用した場合（この場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。）又は民法第548条の4第1項第2号の規定に従った本規約の変更の効力が生じた場合、変更後の本規約が適用されるものとします。

第19条（アカウント保有者間の紛争）

1. 本市が別途明示的に定めた場合を除き、本市は、アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスを利用して行うアカウント保有者同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲立人とならないものとします。

2. 本市が別途明示的に定めた場合及び本市に責めがある場合を除き、アカウント保有者は、珠洲トチポ等サービスに関してアカウント保有者間で紛争が生じた場合には、すべてアカウント保有者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して本市が対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）の支出を余儀なくされた場合、アカウント保有者はその全額を本市に支払うものとします。

第20条（知的財産権）

珠洲トチポ等サービスにおける文章、イラスト、写真、動画、プログラムその他一切のコンテンツの著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は北國銀行またはDP社に帰属します。アカウント保有者は、あらかじめ北國銀行またはDP社の書面の承諾を得た場合を除き、これらの複製、改変、公衆送信、販売その他二次利用はできないものとします。

第21条（個人情報等の取り扱い）

1. 本市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び珠洲市個人情報保護法施行条例に従って個人情報等を取り扱うものとします。

2. アカウント保有者は、珠洲トチポ等サービスの利用前に、本条の内容に同意した上で珠洲トチポ等サービスを利用するものとします。

3. アカウント保有者は、珠洲トチポ等サービスを通じて得た個人情報等に関して、珠洲トチポ等サービスの利用の範囲内においてのみ利用することができ、それ以外の利用はできないものとします。

4. アカウント保有者は、本市が珠洲トチポ等サービスを運営するためにトチツーカーシステムの管理保守業務を委託する場合において、委託先に対し、本市が必要な措置を講じたうえで珠洲トチポ等サービスに

関するトチツーカーアカウント情報、残高情報その他の情報を提供し、委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。

第 22 条（本市が収集する情報）

1. 本市は、次項及び第 3 項に定めるとおり、個人情報等を収集します。
2. 珠洲トチポ等サービスの利用時に必要なアカウント保有者の情報を次に定めるとおり収集します。
 - (1) アカウント保有者の氏名、メールアドレス、生年月日、住所（居住先、請求先及び配送先も含まれます）、その他の珠洲トチポ等サービスの運営に必要な情報等。また、アカウント保有者は、珠洲トチポ等サービスの利用に関して、本市が要求する本人確認のための情報を提供するものとします。
 - (2) アカウント保有者の決済手段に関連付けられアカウント保有者の登録情報等。
3. 珠洲トチポ等サービスを利用する際に生成される情報を次に定めるとおり収集します。
 - (1) アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスを利用する際のアカウント保有者が使用しているモバイル機器のモデル、オペレーティング・システムのバージョン、固有の識別子、携帯電話ネットワーク情報、アカウント保有者の IP アドレス、ブラウザの種類、珠洲トチポ等サービスへのアクセス履歴といった標準的なログ情報など、モバイル機器に関連した情報等
 - (2) アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスを利用して取引を行う際の取引日時、代金等、商品又は珠洲トチポ等サービスの説明、アカウント保有者の氏名及びメールアドレス、使用された決済手段、取引に関してアカウント保有者が入力した特記事項及び取引と関連した特別な割引などの、アカウント保有者による各取引から生成される情報等
 - (3) アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスにおいて位置情報サービス対応の機器を利用する際の地理的な位置情報、又は、位置を特定するための方法（例えば、近くの携帯電話中継塔及び Wi-Fi アクセス地点に関するデータが分かる、アカウント保有者の機器から発生するセンサーデータなど）に関する情報等
 - (4) システム活動、ハードウェアの設定、ウェブページに対するリクエスト、参照された URL などのアカウント保有者の機器のイベント情報等

第 23 条（本市が収集する個人情報等の使用目的）

本市がアカウント保有者の個人情報等を収集する主な目的は、アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスを利用する際、簡単、迅速かつ安全な取引を行うことができるようにすることです。本市は、以下の目的でアカウント保有者の個人情報等を使用することがあります。

- (1) 珠洲トチポ等サービスへの申込みの処理
- (2) アカウント保有者への珠洲トチポ等サービスの提供
- (3) 安全な方法による取引の実施及び確認
- (4) 取引に関する通知
- (5) 代金等の徴収
- (6) 現在及び将来に参照することを目的とした、取引履歴の管理
- (7) 珠洲トチポ等サービスの利用促進を目的とした案内
- (8) 紛争解決の支援、及び他の形式によるアカウント保有者サポートの提供
- (9) 珠洲トチポ等サービス、コンテンツ及び宣伝の追跡、改善及びカスタマイズ
- (10) 正確性の確認のために収集された情報の比較、及び、権限がある第三者によるその正確性の確認
- (11) 潜在的に禁止された、又は違法な活動の阻止又は探知
- (12) 適用される法律、規定、規則、及び指針が定める開示義務の遵守及び実行
- (13) 収集された本来の目的に直接関連したその他の目的

- (14) 珠洲トチポ等サービス以外の本市の商品又は本市の関連会社若しくは提携先の商品を本市から案内するため
- (15) 行政サービス向上に向けたデータの利活用
2. 本規約等で定めた目的以外の目的でアカウント保有者の個人情報等を使用する場合、本市は、アカウント保有者に通知し、且つアカウント保有者から事前の承諾を求めます。

第 24 条（インターネット接続環境）

1. 珠洲トチポ等サービスの利用には、インターネットに接続する必要があり、アカウント保有者の費用と責任において、珠洲トチポ等サービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。
2. 本市は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、保証又は関与せず、アカウント保有者に対するサポートも行いません。また、本市は、珠洲トチポ等サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。
3. アカウント保有者は、珠洲トチポ等サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、珠洲トチポ等サービスを利用するものとします。
4. アカウント保有者がインターネット回線を通じて行う珠洲トチポ等サービスへの入力、アカウントの解約その他の手続は、トチツカシステムに当該手続の内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。
5. アカウント保有者は、トチツカシステムを複製、修正、改変又は解析し、不正にアクセスしてはならないものとします。また、アカウント保有者はトチツカシステムを第三者に貸与又は利用させてはならず、トチツカシステム又はその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第 25 条（端末の盗難・紛失等）

アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失があった場合、アカウント保有者の珠洲トチポ等サービスの情報が詐取・漏洩にあった場合、その他珠洲トチポ等サービスの不正利用の可能性が生じた場合、アカウント保有者は直ちに本市所定の珠洲トチポ等サービス利用停止手続を行うものとします。

第 26 条（損害賠償）

1. アカウント保有者が本規約等に違反した場合、故意過失を問わず、当該アカウント保有者が、当該違反により損害を受けたアカウント保有者及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。また、アカウント保有者がかかる違反行為を行ったことにより、本市が損害を被った場合には、当事者は連帯して当該損害を賠償するものとします。
2. 本市は、本市による珠洲トチポ等サービスの提供の停止、終了又は変更、珠洲トチポ等サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障、アカウント保有者が珠洲トチポ等サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失、アカウント保有者のトチツカアカウント情報の詐取・漏洩等、その他珠洲トチポ等サービスに関連してアカウント保有者が被った損害につき、本市に故意または重過失がない限り、賠償する責任を負わないものとします。また、本市の責任は、本市の過失による債務不履行又は不法行為によりアカウント保有者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、か

つ、当該不履行又は不法行為時における同アカウント保有者が保有する珠洲トチポ等の額を上限とします。

第 27 条（登録事項の変更）

1. 珠洲トチポ等サービスを利用するアカウント保有者は、本市所定の登録事項に変更があったときは、本市所定の手続により、本市に通知するものとします。
2. 前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、アカウント保有者が本市に対して通知していない場合、本市は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。
3. アカウント保有者が第 1 項の通知を行わなかったことにより生じた損害については、本市は一切責任を負わないものとします。

第 28 条（通知）

1. 珠洲トチポ等サービスに関する本市からアカウント保有者への通知・連絡は、本市が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他、本市が適当と判断する方法により行うものとします。本市は、個々のアカウント保有者に通知及び連絡をする必要があると判断した際、アカウント保有者情報の電子メールアドレスへの電子メール又はアプリケーションの通知機能等を用いて通知及び連絡を行うことがあります。
2. 本市からの通知及び連絡が不着であったり遅延したりといったことによって生じる損害について、本市に故意または重過失がない限り、本市は責任を負いません。
3. アカウント保有者が本市に通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、本市ホームページのお問い合わせフォームを利用又はアプリ内のお問い合わせ先へ連絡するものとします。本市は、係る連絡又は問い合わせがあった場合、本市所定の方法により、アカウント保有者の本人確認を行うことができるものとします。また、問い合わせに対する回答方法に関しては、本市が適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法をアカウント保有者等が決めることはできないものとします。

第 29 条（契約上の地位）

1. アカウント保有者は、本市の書面による事前の承諾なく、本規約等に基づく契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。
2. 本市が珠洲トチポ等サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い、アカウント保有者の本規約等に基づく契約上の地位、本規約等に基づく権利・義務及びトチツーカーアカウント開設に伴い登録された情報その他の情報を、本市は当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、アカウント保有者は、かかる譲渡につき、あらかじめ承諾するものとします。

第 30 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約等の準拠法は日本法とします。
2. 本規約等又は珠洲トチポ等サービスに関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（苦情相談窓口・金融 ADR 措置）

本市の珠洲トチポ等サービスに関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

- (1) 珠洲市DX推進室 デジタル地域通貨担当
(珠洲市)

電話番号：0768-82-7878

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(2) トチツーカーヘルプデスク

（株式会社北國銀行）

電話番号：0120-122-711

受付時間：平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

（北國銀行休業日を除く）